

---

**論 説**

---

**自由なき世界に刑罰はあり得るか？**

—自由意志と（刑事）責任の関係について（1）

上 田 正 基

**第1章 はじめに**

「自由なき世界に刑罰はあり得るか？」という問いは、自由意志肯定論（非決定論）に基づく道義的責任論と自由意志否定論（決定論）との論争を想起させ、本稿は決定論に基づく責任論の可能性を論じるものであると思われる方もいるかもしれない。そして、そもそも刑罰が回顧的非難の性質を有している以上、刑罰を科すためには、自由意志（ないし他行為可能性）に基づく非難可能性が必要であり<sup>1)</sup>、決定論に基づく刑罰論は採用し難いと考えられるかもしれない。

確かに、以上のような理解によれば、①決定論と他行為可能性に基づく回顧的責任とが両立しないこと<sup>2)</sup>（他行為可能性としての自由と決定論の非両立性）、②自由が他行為可能性を意味すること、及び③他行為可能性が責任（非難可能性）を基礎づけることが前提とされており、「自由なき世界に刑罰はあり得るか？」という問いの検討は必要ないかもしれない。しか

---

1) 山口厚『刑法総論』195-196頁（有斐閣・第3版・2016年）、井田良『講義刑法学・総論』389頁（有斐閣・第2版・2018年）、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法総論』219頁（弘文堂・第3版・2019年）等。また、責任能力の内容、判断方法を論じる文脈で、このような理解を通説又は当然の前提として紹介するものとして、樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリスト19号192頁（2016年）、竹川俊也『刑事責任能力論』125頁、134-135頁（成文堂・2018年）、佐野文彦「刑事責任能力の判断について——原理・基準・適用（1）」法学協会雑誌137巻9号1551頁、1553頁（2020年）。

2) 井田・前掲注1) 392頁以下。また、山口・前掲注1) 196頁脚注2) も参照。

し、刑法学以外の分野に目を向ければ、①～③のそれぞれについて多くの議論がなされており、それらを無視して刑法上の責任概念を構築することは許されないであろう<sup>3)</sup>。また、①～③を前提として議論することは、「自由なき世界に刑罰はあり得るか？」という問いを無意味にするだけでなく、④非決定論と責任との関係や、⑤他行為可能性（自由意志）ではない自由を前提とする責任制度（刑罰制度）はどのようなものであり得るのかといった議論をも無視してしまう。

さらに、以上のような責任概念を前提とする責任主義が、自由意志を有するとされる人間のみが刑罰による非難の対象となり得るという形で刑事立法の限界を画するとすれば、法人や団体それ自体に対する刑罰の可能性や、AI・ロボットそれ自体に対する刑罰の可能性に関する立法論においても、①～⑤及び「自由なき世界に刑罰はあり得るか？」という問いについて検討しておくことは必要であろう<sup>4)</sup>。

## 第2章 帰結論証（Consequence Argument）——他行為可能性と決定論との非両立性

本章では、「他行為可能性と決定論との非両立性」（他行為可能性は、「余地（leeway）」といってもよい）について検討する。そこで非両立性を示す論証として、Peter van Inwagen の帰結論証（Consequence Argument）を紹介しよう。

帰結論証は、自由意志と決定論の非両立性を示す論証であり、概要を簡潔にまとめれば、次のようになる。

もし決定論が真であれば、私達の行為は自然の諸法則と遠く離れた

3) 森村進「法における自由の意義」『自由と正義と幸福と』1頁、36頁以下（信山社・2021年）も参照。

4) 今井猛嘉「責任の概念と法人処罰を巡る議論——現状の一つの素描」唐沢稜ほか『責任と法意識の人間科学』263頁（勁草書房・2018年）、佐々木拓「私のせいではない、ロボットのせいだ——道徳的行為者性と責任について考える」久木田水生ほか『ロボットからの倫理学入門』51頁（名古屋大学出版会・2017年）等参照。

過去における出来事の帰結である。しかし、私達が生まれる前に起こったことは私達次第ではなく、何が自然法則であるかも私達次第ではない。それゆえ、これらの事柄の帰結（私達の現在の行為も含む）は私達次第ではない<sup>5)</sup>。

この引用に現れる「私達次第 (up to us)」という表現の意味であるが、van Inwagen が帰結論証を用いて決定論との非両立性を示そうとする自由意志<sup>6)</sup>について以下のように述べていることから、「私達次第である／でない」は他行為可能性を意味していると考えられる<sup>7)</sup>。

私がある人について、その者は「自由意志を有している」と述べる  
とき、私は次のことを意味している。常にではないとしても非常にしばしば、その者が2つ以上の相互に非両立な諸行動 (courses of action) ——すなわち、その者がそのうち1つ以上を実行することが不可能であるような諸行動——の中から選択しなければならないとき、各行動が、その者が実行できる (can)、実行する能力がある (be able to)、又はそれを実行することがその者の力能の範囲内にある (have it within one's power to) ような行動であるということである<sup>8)</sup>。

---

5) PETER VAN INWAGEN, AN ESSAY ON FREE WILL 16 (1983).

6) *Id.* at 53.

7) この点については、高崎将平『そうしないことはありえたか？——自由論入門』103頁（青土社・2022年）、本間宗一郎「帰結論証の定式化の進展と演算子『N』の強弱」Contemporary and Applied Philosophy 13号 233頁、234脚注2（2022年）。  
「私達次第 (up to us)」と「別の仕方で行為する能力がある (be able to do otherwise)」は異なる概念であり、この理解には議論があり得るとするものとして、Joe Campbell, *The Consequence Argument*, in THE ROUTLEDGE COMPANION TO FREE WILL, 151 (Kevin Timpe et al. eds., 2017)。

8) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 8.

なお、後述する第1論証について van Inwagen は、「決定論」と「私達は実際に行為するのは別の仕方で行為する能力がある」という命題との非両立性を示す論証であるとしている (Peter van Inwagen, *The Incompatibility of Free Will and Determinism*, 27 PHILOSOPHICAL STUDIES 185 (1975) [日本語訳: ピーター・ヴァン・インワーゲン (小池翔一訳)「自由意志と決定論の両立不可能性」門脇俊介=野矢茂樹編・監修『自由と行為の哲学』129頁 (春秋社・2010年)]。)

以上のように概略的に述べられた帰結論証の詳細を、van Inwagen は3つの異なる形式で提示している（第1論証～第3論証）<sup>9)</sup>。もっとも、それらの論証の個別化の原理は明らかであるには程遠く、3つ全ての論証に共通する何らかの根本的誤りが存在したならば、その誤りは、たとえ他の論証の中ではうまくごまかせたとしても、3つの論証の1つにおいて露呈してしまうということは、少なくとも蓋然性 (likely) をもっていえると思われる<sup>10)</sup>。それゆえ、3つの論証というよりは、「3つの方法でなされた非両立論を支持する1つの論証」ともいい得るのである<sup>11)</sup>。

以下では、第1論証、第3論証、第2論証の順にみていく。

## 1 第1論証

### (1) 使用される概念

第1論証（主論証とも呼ばれる<sup>12)</sup>）においては、論証に入る前に、厳密な定義が決定論に与えられる。その定義のためには、命題 (proposition) という概念（それとともに、真 (truth)、否定 (denial)、連言 (conjunction) 及び含意 (entailment) といった関連した概念)、ある瞬間における物理的世界全体の状態 (the state of the entire physical world at an instant) という概念、及び自然法則 (law of nature) という概念を必要とする<sup>13)</sup>。

#### a 命題

まず、命題とは、真理値の非言語的な担い手であり、以下の4つの性質を有するものである<sup>14)</sup>。

(i) 世界がそうであり得た、全てのあり得る有り様について、それに対応して少なくとも1つの命題が存在し、その命題は必ず次のようなものに

9) VAN INWAGEN, *supra* note 5, ch. 3.

10) *Id.* at 56-7.

11) *Id.* at 56.

12) van Inwagen, *supra* note 8, at 191 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注8] 139頁].

13) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 58.

14) *Id.* at 58.

なる。すなわち、その命題が真であるのは、世界がそのようであるとき、かつそのときに限る。

(ii) 全ての命題は真か偽かのどちらかである。

(iii) 真である命題と偽である命題の連言は偽である命題となる。

(iv) 命題は、含意に関して対偶律 (Law of Contraposition) に従う。

なお、命題に関する何らかの特定の見解が有する特殊性に、論証におけるいかなる事柄も影響しないとされる<sup>15)</sup>。

#### b 世界の状態

次に、ある時点における物理的世界全体の状態 (以下、世界の状態) については、以下の 2 つの条件が充足されるならば、好きなように「世界の状態」は肉付けされてよいとされる<sup>16)</sup>。

(i) 状態という概念は、世界がある特定の時点においてある特定の状態にあるということが与えられたとしても、その他の時点におけるその世界の状態に関しては、何も帰結しない (nothing follows)<sup>17)</sup>。例えば、世界の瞬間的な状態の記述の一部として、「…そして、時点 T において世界は、何者かの左手が時点 T の 10 秒後に挙げられるであろうような世界である」という条項を許すような状態という概念であってはならない。

(ii) もし、物事の有り様は何らかの観察可能な変化があれば (例えば、白い布が青になれば、温かい液体が冷たくなれば、あるいは、ある人が自分の手を挙げたならば)、この変化は世界の状態における何らかの変化を含意するものでなければならない。すなわち、状態という概念は、例えば、世界が、時点  $t_1$  においてある者の手が挙げられており、時点  $t_2$  において挙げられていないという事実にもかかわらず、時点  $t_1$  及び  $t_2$  において同一の状態であることが可能である程に、理論的であったり、観察可能な形

15) van Inwagen, *supra* note 8, at 185 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8) 130 頁].

16) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 59-60.

17) なお、van Inwagen, *supra* note 8, at 186 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8) 130 頁] においては、“follows logically” (論理的に帰結) となっている。

で真であることから離反したりするものであってはならない。

以上のような世界の状態という概念と命題という概念を結合させれば、「ある状態について、時点  $t$  において世界がその状態にあるという主張するものが、真である命題であるならば、その命題は時点  $t$  における世界の状態を表す」ということになる<sup>18)</sup>。

### c 自然法則

最後に自然法則は、存在論的にいえば（認識論的用語ではない）、命題であって、ある命題が自然法則であるという特徴を有するか否かは、科学的知識の現在の状態及び科学的知識の歴史とは完全に独立した事柄である<sup>19)</sup>。それゆえ、自然法則という概念は、私達人間の有限の知性によって到達し得るものであるかはさておき、この世界の物理的対象が従う物理法則のことであると理解してよい<sup>20)</sup>。

## (2) 決定論の定義

(1) で説明された概念を用いれば、決定論は、以下の2つの命題の連言であると定義される<sup>21)</sup>。

- (a) 全ての時点について、その時点における世界の状態を表す1つの命題が存在する。
- (b) もし、 $p$  及び  $q$  がある時点における世界の状態を表す命題であったとすれば、 $p$  と自然法則の連言は  $q$  を含意する。

この定義は、「過去及び自然法則が与えられれば、可能な未来は1つしかない」という決定論の直観的な理解にも適合しているが、 $p \cdot q$  の時的前後関係は問わないとされる。また、上記の定義は因果（causation）に関する語

18) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 60.

19) *Id.* at 60-61.

20) 高崎・前掲注7) 101頁。

21) 以下、VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 65.

を用いていないことも特徴である。

### (3) 他行為可能性に関する表現形式

(2) のように定義された決定論との非両立性を論証するために、行為者 S の他行為可能性としての自由意志（あるいは、行為者 S の能力又は無能力）に関して、次のような表現形式が導入される<sup>22)</sup>。

S は…を偽にすることができる（することができた）。

S can render [could have rendered] … false.

「…」部分は様々な命題によって置き換えられてよい。例えば、実際には私が今朝、コーヒーを飲んだものとして、当該行為に関して私に他行為可能能力を帰属する「私は今朝、コーヒーを飲まないことができた」という文は、「私は、『私は今朝、コーヒーを飲んだ』という命題を偽にすることができた」と言い換えられる。

### (4) 事例の設定

第 1 論証は、下記のような、ある人が、しかるべき考慮の後に、熟慮されたある行為を控えたという事例を設定し、もし決定論が真であるならば、その人は、その行為をすることができなかった（別の仕方で行うことができなかった）ということを論証するものである<sup>23)</sup>。

特定の犯罪者に対する死刑の執行を妨げるために、ある時点 T において右手を挙げるだけでよかった裁判官がおり、そのように右手を挙げるのが、その裁判官の国の慣習に従えば、特赦を与えることの合図であった。さらに、その裁判官（「J」と呼ぶ）は、時点 T におい

---

22) van Inwagen, *supra* note 8, at 188-89 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8] 136 頁].

23) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 68-69.

てその手を挙げることを控え、手を挙げなかったこと (inaction) が、その犯罪者が死刑に処されるという結果をもたらした。Jは束縛もされていないし、負傷もしていないし、手足の麻痺もしていない。また、Jは、冷静で、理性的かつ適切な熟慮をふさわしい時間行って初めて時点 T に手を挙げないと決心した。さらに、Jは犯罪者の死に関してどちらかに決めるように迫るいかなる「圧力」にも服していなかった。Jは、薬物、催眠術又はその種のいかなるものの影響の下にもなかった。そして最後に、Jの熟慮においては、異常心理学の学生にとって特別な関心の対象であるような要素は何もなかった。

なお、第1論証は、それに対応する論証が、いかなる行為者及びなされなかったいかなる行為の事例に対しても、容易に構成され得るから、上記事例に特有のいかなる特徴にも依存しておらず、自由意志と決定論の非両立性一般を証明するものであるとされる<sup>24)</sup>。

##### (5) 論証

(4)の事例に関して、「T<sub>0</sub>」はJが生まれるより前の任意に選択されたある時点を、「P<sub>0</sub>」は時点 T<sub>0</sub>における世界の状態を表す命題を、「P」は時点 T における世界の状態を表す命題を、「L」は全ての自然法則を単一の命題にする連言をそれぞれ指示するものとして、第1論証は次のようになる<sup>25)</sup>。

- ① もし、決定論が真であるならば、P<sub>0</sub>とLの連言はPを含意する。
- ② Jが時点 T において手を挙げ、かつPが真であるということは不可能である (もし、Jが時点 T において手を挙げていたならばPは偽であったであろう<sup>26)</sup>)。

24) *Id.* at 68.

25) *Id.* at 69-70.

- ③ もし、②が真であり、そして、時点 T において J が手を挙げる  
ことができたならば、J は P を偽にすることができた。
- ④ もし、J が P を偽にすることができ、P<sub>0</sub> と L の連言が P を含意す  
るならば、J は P<sub>0</sub> と L の連言を偽にすることができた。
- ⑤ もし、J が P<sub>0</sub> と L の連言を偽にすることができたならば、J は L  
を偽にすることができた。
- ⑥ J は L を偽にすることができなかった。
- ⑦ もし、決定論が真であれば、J は時点 T において手を挙げるこ  
うができなかった。

このように第 1 論証は、前提①～⑥の命題から⑦を導き出すものである。  
以下では前提①～⑥について検討していこう。

#### 前提①

これは、(2) でなされた決定論の定義から導かれる。

#### 前提②

P は、時点 T、すなわち、J の手が挙げられなかった時点において、実際  
に世界がそうであった状態を表す命題の名称である。そして、J が時点 T  
において手を挙げたならば、時点 T において世界は実際にそうであった  
状態とは異なる状態にあったことになる ((1) b の「世界の状態」の条件を  
参照)。それゆえ、J の手が時点 T において挙げられれば、P が真であるこ  
とは不可能である<sup>27)</sup>。

#### 前提③

ここで、「J が時点 T において手を挙げることができた」は、「J が (時点  
T において手を挙げるこ) ことができた」<sup>28)</sup> (あるいは、「J は、時点 T におい

26) van Inwagen, *supra* note 8, at 191 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8] 140 頁].

27) *Id.* at 191-92 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8] 141 頁], van Inwagen, *supra* note 5, at 71.

28) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 72.

て自らの手が挙がるということをもたらし (bring about) 能力を所持していた」<sup>29)</sup> という意味である。そして、Jの手が時点 T において挙げられていることは、P が偽であることにとって十分であったであろうから、もし、J が自らの手を挙げることができたならば、P が偽であることにとって十分な条件で、J が作り出すことができたものが少なくとも 1 つあったということになる<sup>30)</sup>。

#### 前提④

この前提は、van Inwagen に従えば、次の一般原理 (推論規則) によって支えられる<sup>31)</sup>。

もし、s が r を偽にすることができ、かつ q が r を含意するならば、s は q を偽にすることができる。

「s」に「J」を、「r」に「P」を、「q」に「P<sub>0</sub>とLの連言」を代入すれば、前提④となる。

また、この推論規則は、「もし、s が q を偽にすることができず、かつ q が r を含意するならば、s は r を偽にすることができない」という移行原理と同義である<sup>32)</sup>。

この推論規則は、真である命題のみを射程にする限りにおいて<sup>33)</sup>、自明であるように思われる。というのも、もし q が r を含意するならば、r の否定は q の否定を含意するからである<sup>34)</sup>。

#### 前提⑤

この前提は、以下の一般原理によって支えられる<sup>35)</sup>。

29) van Inwagen, *supra* note 8, at 198 note 7 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8) 152 頁注 (7)].

30) *Id.* at 192 [ヴァン・インワーゲン (小池訳)・前掲注 8) 141 頁].

31) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 72.

32) Campbell, *supra* note 7, at 154.

もし  $q$  が、 $s$  が生まれる前に成立していた出来事に関する状態のみに関係する真の命題であり、かつ、 $s$  が  $q$  と  $r$  の連言を偽にすることができるならば、 $s$  は  $r$  を偽にすることができる。

すなわち、これは過去の固定性に関する前提である<sup>36)</sup>。例えば、どちらも真である、「米田吉盛は 1928 年に横浜学院を創設した」という命題と「私は司法修習を経験していない」という命題の連言を私 (1988 年生まれ) が偽にすることができるのは、私が司法修習を経験することができる場合であり、かつその場合に限られるはずである。

#### 前提⑥

これは、自然法則の固定性に関する前提である。私達は、自然法則に関して何かをすることができるようにはならず<sup>37)</sup>、自然法則は私達の能力に限定を課し、部分的に、私達が行うことが可能であることについての決定

33) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 68.

なお、この条件がなければ、前提④の推論規則には以下のような反例がある (John Perry, *Compatibilist Options*, in FREEDOM AND DETERMINISM 231, 247 (Joseph Keim Campbell et al. eds., 2004).)。

推論規則「もし、 $s$  が  $r$  を偽にすることができ、かつ  $q$  が  $r$  を含意するならば、 $s$  は  $q$  を偽にすることができる」について、「 $r$ 」を「 $J$  が時点  $t$  (1950 年以後のいつか) において手を挙げていない」という命題、「 $q$ 」を「 $J$  が時点  $t$  において手を挙げていない、かつ、 $J$  の母は 1944 年に人参を食べた」という連言にする。 $q$  は  $r$  を連言肢として含んでいるので、 $q$  は  $r$  を含意する。この場合、 $J$  は、時点  $t$  において手を挙げることによって、 $r$  を偽にすることができ、また、 $r$  を偽にすることによって、 $q$  も偽にすることができる。

しかし、 $q$  は、 $J$  が  $r$  を偽にする時点まで既に、偽にされているかもしれない。なぜなら、 $J$  の母が 1944 年に人参を食べなかったかもしれないからである。この場合、 $q$  は  $r$  を含意し、 $J$  は  $r$  を偽にすることができるにもかかわらず、 $J$  は  $q$  を偽にすることができない。 $q$  は  $J$  の母によって 1944 年の時点で既に偽にされていたからである。

34) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 72.

35) *Id.* at 72.

36) タイムトラベルの可能性と前提⑤ (過去の固定性) の関係については、Campbell, *supra* note 7, at 153-54. また、過去の変更不可能性が責任実践の前提条件であるとするのは、瀧川裕英『責任の意味と制度——負担から応答へ』63 頁 (勁草書房・2003 年)。

37) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 61.

因なのである<sup>38)</sup>。

自然法則を破る装置（例えば、光速より速く移動する宇宙船）を作ることができれば、自然法則を偽にすることができるかと主張されるかもしれないが、そのような装置が完成した場合、自然法則とされていた言明（光速より速く物体は移動しない）が、実は自然法則ではなかったということが判明しただけである。ある特定の命題を偽にすることが人類にできる（人類の力能の範囲内にある）ならば、その命題は自然法則ではない<sup>39)</sup>。

## (6) 検討

他行為可能性と決定論が両立することを擁護するために第1論証に対して応答する方法としては、過去の固定性を否定する、自然法則の固定性を否定する、前提④の移行原理の妥当性を否定するというものが考えられる。過去の固定性とタイムトラベルの関係、及び前提④についてはそれぞれの箇所の脚注で触れたので、ここでは、自然法則の固定性に関する応答を紹介する。

まず、法則は必然性を伴わないある種の規則性であるにすぎないという法則に関するヒューム主義に訴えるものがある<sup>40)</sup>。ヒューム主義に従えば、法則が真であるのは、生じる出来事によってである。すなわち、法則が実際のあり方であるのは、部分的には、私達が実際に行為するように行為するからである。したがって、第1論証の事例においてJが手を挙げていたならば（別の仕方で行為していたならば）、法則も異なっていたであろうということになり、前提⑥が棄却される。

次に、ヒューム主義に直接には依拠しない応答がある<sup>41)</sup>。この応答は、

---

38) *Id.* at 62.

39) *Id.*

40) 本間宗一郎「拡張された帰結論証とヒューム主義的両立論」科学基礎論研究 50 巻 1 号 17 頁 (2022 年)、JOSEPH KEIM CAMPBELL, *FREE WILL* 45-46 (2011) [日本語訳: ジョセフ・K. キャンベル (高崎将平訳) 『自由意志』53-54 頁 (岩波書店・2019 年)] を参照した。

41) この応答については、高崎将平「帰結論証と局所的奇跡両立論」東京大学哲学研究室論集 34 号 219 頁 (2015 年) も参照。

「法則を破ることができる」に関する弱いテーゼと強いテーゼを区別する。ここで、弱いテーゼとは「もし、私が行った行為をしたならば、法則が破られたであろうことを、私はすることができる」というものであり、強いテーゼとは「私は法則を破ることができる」というものである<sup>42)</sup>。これに対応して、強い意味で命題を偽にすることができるのは、「私の行為やその結果によってその命題が偽にされるようなことを、私ができるとき、かつそのときに限る」とされ、弱い意味で命題を偽にすることができるのは、「もし、その行為をしたらその命題が偽にされるであろう行為（それは必ずしも私の行為や行為が引き起こす出来事によってである必要はない）を、私ができるとき、かつそのときに限る」とされる<sup>43)</sup>。

この区別を踏まえて、第 1 論証の事例を検討する。もし、J が時点 T において手を挙げたとしても、その行為自体が自然法則を破ることはない（光速を超える速度で手を挙げたわけではない）。しかし、決定論が真であること、すなわち、 $P_0$  と L の連言は P を含意すること、及び過去の固定性（ $P_0$  を偽にすることはできないこと）を前提とすれば、もし J が時点 T において手を挙げたとすれば、それ以前に自然法則を破る事態が分岐の奇跡（divergence miracle）として生じていたことになる<sup>44)</sup>。したがって、「命題を偽にすることができる」の弱い意味を踏まえれば、前提⑥が否定されるべきである（J が時点 T において手を挙げた可能世界においては、分岐の奇跡（局所的奇跡 local miracle）の分だけ自然法則が現実世界と異なる）。また、J が時点 T において手を挙げたとしても、強い意味で自然法則を偽にしたわけではないから、「命題を偽にすることができる」の強い意味を踏まえれば、前提⑤が否定されるべきである<sup>45)</sup>。

さらにいえば、「もし J が時点 T において手を挙げたとすれば、当然、自然法則が異なっていたか、世界の状態が異なっていたかのいずれかであ

---

42) David Lewis, *Are We Free to Break the Laws?*, 47 (3) THEORIA 113, 115 (1981).

43) *Id.* at 120.

44) *Id.* at 116-17.

45) *Id.* at 120.

」と述べることは、必ずしも、「Jがこれらの条件をもたらすことができた」ことを意味するわけではないのである<sup>46)</sup>。

## 2 第3論証

第3論証は様相論証 (modal argument) である。

### (1) 使用される記号

第3論証において使用される記号は次のようなものである。

様相演算子 (modal operator) 「N」は、真理値を有する (又は真理値を有する命題を表現する) 文に付随する演算子であり、あらゆる文  $p$  について 「N $p$ 」は、「 $p$ であり、かつ誰も  $p$ であるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともない」という文の省略形である<sup>47)</sup>。

様相演算子「□」は、論理的必然性を表し、「□ $p$ 」は「 $p$ は広義に論理的に必然である (broadly logical necessity)」という意味である<sup>48)</sup>。

「⊃」は実質含意を表す記号であり、「&」は連言を形成する結合子である。

記号「P<sub>0</sub>」及び「L」は、基本的に第1論証で用いられたものと同じであるが、第1論証とは異なり、第3論証においては、それぞれの命題を表す文である (「P<sub>0</sub>」は、ある遠い過去の時点における (at some instant in the remote past) 世界の状態を表す命題を表す文<sup>49)</sup>であり、「L」は、全ての自然法則を連言にした命題を表す文である)。また、「P」は、文が真である命題を表すという条件において、あらゆる文に置き換えることができる<sup>50)</sup>。

46) Keith Lehrer, *Preferences, Conditionals and Freedom, in TIME AND CAUSE-ESSAYS PRESENTED TO RICHARD TAYLOR 187, 199* (Peter van Inwagen ed., 1980).

47) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 93.

48) *Id.* at 94.

49) Peter van Inwagen, *When is the Will Free?*, 3 PHILOSOPHICAL PERSPECTIVES 399, 405 (1989).

50) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 94.

## (2) 推論規則

van Inwagen によれば、様相演算子「N」に関しては、以下のような推論規則が妥当な規則であるとされる<sup>51)</sup>。

推論規則 (α)  $\Box p \vdash Np$

推論規則 (β)  $N(p \supset q), Np \vdash Nq$

推論規則 (α) は、「 $p$  が広義に論理的に必然であること ( $\Box p$ ) から、 $p$  であり、かつ誰も  $p$  であるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともないということ ( $Np$ ) を推論してよい」という規則である。例えば、 $1+1=2$  が広義に論理的に必然であることから、それが真であり、かつ誰も  $1+1=2$  の真偽について選択を持たず、又は持ったこともないことを推論してよい。このように、推論規則 (α) は極めてもっともらしいものである。

推論規則 (β) は、「 $p$  ならば  $q$  であり、かつ誰も  $p$  ならば  $q$  であるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともないこと ( $N(p \supset q)$ )、及び  $p$  であり、かつ誰も  $p$  であるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともないこと ( $Np$ ) から、 $q$  であり、かつ誰も  $q$  であるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともないこと ( $Nq$ ) を推論してよい」という規則である。したがって、推論規則 (β) は、第 1 論証の前提④と同様に、本質的には、ある命題を偽にする能力の欠如を、別の命題を偽にする能力の欠如へと移行させる原理 (移行原理) である<sup>52)</sup>。

## (3) 論証

第 3 論証は以下に示すものである<sup>53)</sup>。

51) *Id.* at 93-94.

52) CAMPBELL, *supra* note 40, at 49 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 40) 57 頁].

53) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 94-95.

もし、決定論が真であれば、以下のことが導かれる。

①  $\Box (P_0 \& L \supset P)$

は真である。①から、基本的な様相論理及び文論理によって

②  $\Box (P_0 \supset (L \supset P))$

を演繹してよい。規則 ( $\alpha$ ) を②に適用すれば、

③  $N(P_0 \supset (L \supset P))$

を得る。ここで以下の前提が導入される。

④  $NP_0$

③及び④から規則 ( $\beta$ ) によって

⑤  $N(L \supset P)$

を得る。ここで以下の第2の前提が導入される。

⑥  $NL$

そこで、⑤及び⑥から規則 ( $\beta$ ) によって

⑦  $NP$

となる。

#### ①について

①は、決定論の定義であり<sup>54)</sup>、「ある遠い過去の時点における世界の状態を表す命題を表す文と、全ての自然法則を連言にした命題を表す文の連言が、任意の真である命題を表す文を実質含意することは、広義に論理的に必然である」という意味である。「任意の真である命題を表す文 (P)」は、世界の状態を表す命題を表す任意の文に置き換え可能であるから、①は決定論を定義していることになる。

#### ②について

②は、論理 K を認めさえすれば、①から論理的に導かれる<sup>55)</sup>。

54) 現在の自由意志哲学における決定論の標準的な定義であるとされる(本間・前掲注7) 236頁)。

55) 証明については、本間・前掲注7) 236-237頁参照。

## ④について

④は、「ある遠い過去の時点における世界の状態を表す命題を表す文の真偽については、誰も選択を持たず、又は持ったこともない（遠い過去の世界の状態を表す命題は偽にすることができない）」という、過去の固定性に関する前提である。

## ⑥について

⑥は、「全ての自然法則を連言にした命題を表す文は、真であり、それに関して誰も選択を持たず、又は持ったこともない（自然法則を表す命題は偽にすることができない）」という、自然法則の固定性に関する前提である。

## ⑦について

「P」は、文が真である命題を表すという条件において、あらゆる文に置き換えることができるので、「P」に行為者が実際に行ったことを表す文（例えば、「私は昨日の夕食にカレーを食べた」）を代入すれば、⑦は「当該行為をするかしないかという選択を誰も持たない、又は持ったこともない」を意味することになる。このことは、任意の者の任意の行為について妥当するから、⑦は他行為可能性の否定を示している<sup>56)</sup>。

## (4) 検討

他行為可能性と決定論が両立することを擁護するために第3論証の健全性を否定しようとする議論にも様々なものがある。すなわち、第3論証に導入される前提のいずれかを否定するもの、論証で用いられている推論規則の妥当性を否定するもの、「NP」(⑦)を否定するもの等が考えられる。なお、前提「NL」(⑥)の否定については、第1論証の検討の際に述べたことが、ここでも妥当する。また、「NP」を否定する試みとしては、決定論と両立し得るような他行為可能性の解釈を提示する試みがあるが、ここでは

---

56) van Inwagen は、「もし決定論が真であれば、(中略)いかなることにしても誰も選択を持たない」と述べている (VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 95)。

詳細は論じない<sup>57)</sup>。そこで、以下では「NP<sub>0</sub>」(④)及び推論規則(β)に対する批判を紹介する。

#### a 「NP<sub>0</sub>」に対する批判

「NP<sub>0</sub>」を支える論証として、「誰も過去を変えることはできない」<sup>58)</sup>というものが考えられる。この場合、「P<sub>0</sub>」は任意の過去の時点における世界の状態を表す命題を表す文を意味することになる。しかし、この解釈には問題がある。なぜなら、「Np」は、「pであり、かつ誰もpであるか否かに関する選択を持たず、又は持ったこともない」を意味するが、現在の時点において過去の状態(例えば、「私の父が1980年にタバコを吸った」)を選択できないということから、その選択を当該過去の時点においてできなかった(「私の父が、1980年の時点において、タバコを吸うか否かの選択ができなかった」ということは帰結しないからである<sup>59)</sup>。

そこで「P<sub>0</sub>」は、あらゆる人類が存在する前の時点における(遠い過去の時点における)、世界全体の完全かつ正しい記述を与える命題を表す文であるとされる<sup>60)</sup>。つまり、その時点まで遡れば、選択を持つか否かが問題となる存在がいなくなるからである。しかし、この解釈を採る場合、「NP<sub>0</sub>」が真であること(過去の必然性)を支えているのは、過去の過去性ではなく、過去の遠隔性(過去が私達の存在する以前の時点に遡っても存在しているという事実)である。それゆえ、第3論証は、遠い過去が存在するという現実世界についての偶然的な事実を前提としており、それは決定論に本質的な事実ではないので、自由意志と決定論の非両立性を支持する一般的な議論を提供していないことになる。そして、同様のことは、第1論証の前提⑤が個人にとっての遠い過去(Jが誕生する以前)の存在を前提としている限りにおいて、第1論証にも妥当する<sup>61)</sup>。また、遠い過去を

57) 傾向性両立論(dispositional compatibilism)が挙げられる。傾向性両立論については、さしあたり、高崎・前掲注7)121頁以下を参照。

58) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 92.

59) Campbell, *supra* note 7, at 156-57. CAMPBELL, *supra* note 40, at 50 [キャンベル(高崎訳)・前掲注40)58-59頁].

60) van Inwagen, *supra* note 49, at 405.

持たない、時間が循環している決定論的世界において、始まりも終わりもないままに、永遠に続く繰り返しの中で年老いたり若返ったりして過ごす振り子のアダム (oscillating Adam) の存在が可能であれば、当該アダムが決定論的世界において別の仕方で行為できないことを、第 1 論証及び第 3 論証は示すことができないとされる<sup>62)</sup>。

#### b 推論規則 (β) に対する批判

推論規則 (α) 及び (β) については、推論規則 (α) は極めてもっともらしい一方で、推論規則 (β) に対しては、多くの批判がある。また、van Inwagen 自身も、推論規則 (β) の妥当性については、直観的に正しいと思われるという理由と、真である前提と偽である帰結を有する (β) の例を想像することができないという理由しか挙げていなかった<sup>63)</sup>。推論規則 (β) に対する批判の中で最も重要だと思われるのは、凝集律 (Principle of Agglomeration) に基づく反例である<sup>64)</sup>。

凝集律とは、

$$Np, Nq \vdash N(p \& q)$$

という様相演算子「N」に関する推論規則のことである。これは、推論規則 (α) 及び (β) を前提として、以下のように証明される。

- |   |   |               |
|---|---|---------------|
| ① | Np                                      | 前提            |
| ② | Nq                                      | 前提            |
| ③ | $\Box [p \supset (q \supset (p \& q))]$ | 論理的真理の必然性     |
| ④ | $N [p \supset (q \supset (p \& q))]$    | ③と推論規則 (α) から |

61) CAMPBELL, *supra* note 40, at 50 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 40) 59 頁].

62) *Id.* at 51 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 40) 60 頁].

63) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 97.

64) Thomas J. McKay & David Johnson, *A Reconsideration of an Argument against Compatibilism*, 24 (2) *Philosophical Topic* 113, 115-16 (1996).



### 3 第 2 論証

第 2 論証は、構造的に単純なことが長所であるとされ、自由意志と決定論の両立可能性に関する問題を、可能世界という用語で「直接的に」論じるものであるとされる<sup>66)</sup>。また、第 2 論証の語彙は、等号を含む第一階述語計算 (first-order predicate calculus with identity) である<sup>67)</sup>。

#### (1) 導入される定数

第 2 論証においては、以下の 4 つの定数が用いられる。

A : 現実世界

Sxy :  $x$  は  $y$  とスライスを共有する ( $x$  shares a slice with  $y$ )。

Nxy :  $x$  は法則論的に  $y$  と一致する ( $x$  is nomologically congruent with  $y$ )。

Hxy :  $x$  は  $y$  へのアクセスを有する ( $x$  has access to  $y$ )。

それぞれの意味は次のとおりである (なお、「A」はそのまゝの意味であり、「Hxy」は自由意志の定義との関係で論じる)。

#### a Sxy

「Sxy」は、第 1 論証で用いられた「状態」という概念を用いれば、

$$\begin{aligned} Sxy =_{df} (\exists t) & (x \text{ が時点 } t \text{ においてある状態} \\ & = y \text{ が時点 } t \text{ においてある状態}) \end{aligned}$$

と表すことができる。その意味は、「2 つの世界  $x$  と  $y$  について、その状態が区別不可能である時点  $t$  が存在する」ということである。すなわち、「S」は、全ての可能世界の集合を、その変域 (domain) 及び値域 (range) の両

66) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 57-58, 78-79.

67) *Id.* at 83.

方として有し、2つの世界が、ある時点において区別不可能であるならば、それらが互いに有する、対称的、反射的及び非推移的な関係を表す<sup>68)</sup>。

#### b Nxy

「N」は、2つの世界の間、各世界において自然法則が同一である場合にある同値関係を表す<sup>69)</sup>。すなわち、「Nxy」は、世界  $x$  と世界  $y$  において自然法則が同一であることを意味する。

### (2) 決定論の定義

(1) で説明した定数を用いれば、決定論は以下のように定義される(「Dx」は「 $x$  は決定論的である」を表す)<sup>70)</sup>。

$$Dx =_{df} (\exists y)(Sxy) \ \& \ (y)(Syx \ \& \ Nyx \ \supset \ y=x).$$

すなわち、世界  $x$  が決定論的であるのは、ある時点において世界  $x$  の状態と区別不可能な状態にある世界  $y$  が存在するとき、ある時点において世界  $y$  の状態と世界  $x$  の状態が区別不可能であり、かつその世界  $y$  の自然法則が世界  $x$  の自然法則と一致するならば、世界  $y$  と世界  $x$  は同一の世界であるという場合である。「世界が決定論的であるのは、その世界自体が、その世界とスライスを共有し、かつその世界と同一の自然法則を有する唯一の世界であるときである」と言い換えることもできる<sup>71)</sup>。

### (3) 他行為可能性に関する表現形式

自由意志について、第2論証においては、どのような世界にその人が「 $\sim$ へのアクセスを有する (has access to)」かという観点で表現される。

まず、「ある人が、特定の記述を満たす出来事を引き起こすことができる

68) *Id.* at 83-84.

69) *Id.* at 85.

70) *Id.* at 83.

71) *Id.* at 86.

と述べることは、その人が、その記述を満たす出来事が起きる少なくとも 1 つの可能世界へのアクセスを有すると述べることである<sup>72)</sup>。また、第 1 論証における「偽にすることができる」を用いれば、「 $\sim$ へのアクセスを有する」は次のように定義される<sup>73)</sup>。

$$\begin{aligned} S \text{ は世界の集合 } x \text{ へのアクセスを有する} \\ =_{df} (\exists y) (y \text{ は } x \text{ に属するまさにその世界において真であり、か} \\ \text{つ } s \text{ は } y \text{ の否定を偽にすることができる}) \end{aligned}$$

以上を踏まえて、次のような最小限自由意志命題 (minimal free-will thesis; MFT) が導かれる<sup>74)</sup>。

$$(\exists x)(\exists y)(Hxy \ \& \ y \neq A)$$

すなわち、ある行為主体  $x$  が別の仕方で行為することができるのは、 $x$  が世界  $y$  へのアクセスを有し、かつ世界  $y$  が現実世界ではない場合であり、かつその場合に限られるということである。

#### (4) 2つの前提

第 2 論証には、過去の固定性と自然法則の固定性に関する形而上学的前提 (metaphysical assumptions) として、以下の 2 つの命題がある<sup>75)</sup>。

$$\text{MAA} \quad (x)(y)(Hxy \supset SyA)$$

$$\text{MAB} \quad (x)(y)(Hxy \supset NyA)$$

72) *Id.* at 88.

73) *Id.* at 90.

74) *Id.* at 91.

75) *Id.* at 91-92.

「MAA」は、「ある人が世界  $y$  へのアクセスを有するならば、当該世界  $y$  の状態は、ある瞬間において、現実世界の状態と区別不可能である」という意味である。すなわち、MAA は、誰も過去を変えることができないという原理の言い換えである<sup>76)</sup>。

「MAB」は、「ある人が世界  $y$  へのアクセスを有するならば、当該世界  $y$  は現実世界と法則論的に一致する」という意味である。自然法則が現実世界におけるものと異なる世界へは、それがどのようなものであっても誰もアクセスを有しないのである<sup>77)</sup>。

したがって、van Inwagen は、自由について、自然法則に合致して行為しつつ、現実の過去に付け加える自由でしかあり得ないと考えているようである<sup>78)</sup>。

## (5) 論証

第2論証の論証は、以下のようになる。

決定論が真であれば、「DA」（現実世界 A は決定論的である）となる。  
すなわち、

$$DA =_{df} (\exists y)(SAy) \ \& \ (y)(SyA \ \& \ NyA \ \supset \ y=A).$$

が前提とされる。

ここで、「Hxy」が仮定されれば、「MAA」及び「MAB」からそれぞれ「SyA」及び「NyA」が得られる。そして、これら2つと「DA」から得られるのは、「 $y=A$ 」である。以上から、

$$(x)(y)(Hxy \ \supset \ y=A)$$

76) *Id.* at 92.

77) *Id.*

78) Peter van Inwagen, *Free Will Remains a Mystery: The Eighth Philosophical Perspectives Lecture*, 14 PHILOSOPHICAL PERSPECTIVES 1, 10 (2000).

が得られる。これは、「 $x$  が世界  $y$  へのアクセスを有するならば、世界  $y$  は現実世界  $A$  である」ということであるから、「MFT」の否定と論理的に同値である。

したがって、「もし決定論が真であれば、いかなる非現実的世界へのアクセスであっても、それを誰も有さない」ということになり、決定論と他行為可能性としての自由の非両立性が論証される。

## (6) 検討

第 2 論証は、第 1 論証（前提④）及び第 3 論証（推論規則（ $\beta$ ））と異なり、何の移行原理も明示的には支持していない。それゆえ、第 1・3 論証と第 2 論証は、別型の帰結論証であるとされることもある<sup>79)</sup>。そして、そうであるならば、第 1 論証及び第 3 論証に対してなされた批判が、第 2 論証に対してどのように関係するのかは、それ自体議論の対象となる<sup>80)</sup>。

また、第 2 論証が、第 1・3 論証と同様に、遠い過去の存在という偶然的な前提に依拠しているのか否かについても議論がある<sup>81)</sup>。確かに、van Inwagen 自身は「MAA」について、誰も過去を変えることができないという馴染みの原理の言明とみなされてよいと主張しており、遠い過去の時点における区別不可能性にも言及している<sup>82)</sup>。しかし、私達の力能又は能力の欠如の基礎を、遠い過去に関する何らかの命題に置く、「 $P_0$ 」のような命題を第 2 論証は含んでいるわけではない<sup>83)</sup>。したがって、第 2 論証が、過去の存在の偶然性に基づく批判や、振り子のアダムに基づく批判から免れているか否かは問題となり得るのである。

---

79) 第 1・3 論証は移行型 (transfer version)、第 2 論証は拡張型 (extension version) と呼ばれることがある。というのも、第 2 論証が、自由について、「固定された自然法則に従って、現実の過去を拡張する自由」を想定していると考えられるからである。See Campbell, *supra* note 7, at 152, 158, 160.

80) *Id.* at 160-61.

81) *Id.* at 159.

82) VAN INWAGEN, *supra* note 5, at 92.

83) Campbell, *supra* note 7, at 159.

#### 4 小括

帰結論証が健全な論証であるとするれば、他行為可能性（あるいは余地）と決定論とは両立しないということが示される。また、刑事責任が他行為可能性を要件とするならば、決定論的世界では刑事責任は問えないということも示されてしまうかもしれない。それゆえ、決定論的世界においても、他行為可能性に基づく刑事責任を維持しようとするならば、帰結論証の健全性を否定するしかないように思われる。

しかし、決定論的世界においても刑事責任を維持するためには、別の方策も考えられる。というのも、帰結論証の健全性は否定せず、また、刑事責任が自由（意志）を前提とすることも維持したまま、自由が他行為可能性を意味するということを否定することが考えられるからである。すなわち、他行為可能性と決定論の非両立性は、自由意志（さらには、それに基づく責任）と決定論の非両立性を意味するわけでは必ずしもない。

このような方策を採るのであれば、責任帰属のために他行為可能性が必要ないことを示したうえで、決定論と両立し、かつ責任帰属の前提として必要とされるような自由（意志）概念を構築しなければならない。そこで次の第3章において、そのような議論の代表者であると考えられる Harry G. Frankfurt の議論を紹介する。

(未完)

※ 本研究は、JSPS 科研費 JP22K13302（若手研究「刑事立法の限界としての責任主義の再検討」）の助成を受けたものである。